

～白老町消防本部からのお知らせ～

知らない間に**消防法違反**！？

【事前相談のお願い】

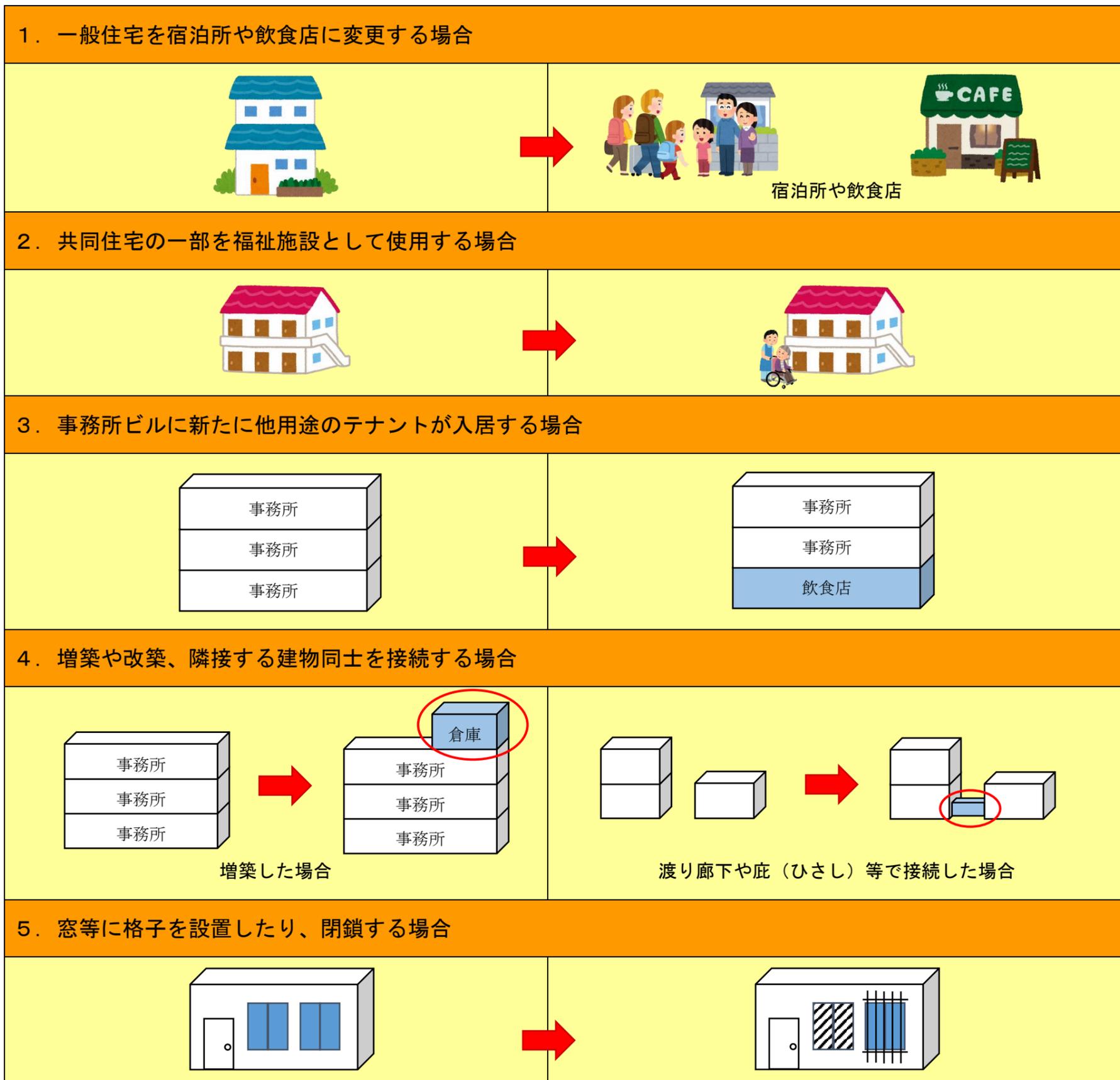
テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に**消防法違反**となっていることがあります。

以下についてお考えの方は、事前に消防本部予防課まで相談して下さい。

消防法違反は**行政処分の対象**となり、消防法に基づき命令や告発による罰則を受ける場合があります。

また、重大な違反（※）は建物名や店名をホームページに公表します。

※「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が未設置である。



【その他】

店舗や事務所等を新たに始める場合、建物を使用し始める7日前までに「防火対象物使用開始届出書」を消防署へ届け出る必要があります。

問合せ先
白老町消防本部予防課
0144-83-1119（平日8：30～17：15）

